

第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画
ごみ処理基本計画(中間見直し)
再構築に向けた検討結果

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

1. 実施事業ごとにみた検証・検討

再構築にあたっては、ごみ処理基本計画(中間見直し)に記載される実施事業ごとに実効性等を踏まえ、(1)スケジュールの修正を要する実施事業、(2)達成状況により目標値を改める実施事業、(3)新たに取り組む実施事業、の3つに分け検証等を行いました。

(1) スケジュールの修正を要する実施事業

ア. 飲食業等中小規模事業所における生ごみ資源化

飲食業等中小規模事業所から排出される7割の生ごみについて資源化を促進しようとするもので、各事業所は生ごみを分別し、市が設置する積替施設までは各事業所の責任で行い、その後のたい肥化等の資源化については市の事業として行うなど、市と事業所とが協働して取り組む体制を構築しようとするものです。

しかし、焼却停止後の今泉クリーンセンターに積替施設の設置を予定していることから、実施を平成27年度から平成28年度にしましたが、本事業を実施するためには多くの課題があることから、本事業に代わる生ごみ減量の補完策として、「小規模施設による事業系生ごみの減量」について、検討・実施するものとします。

イ. 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化と事業系ごみ処理手数料の改定

戸別収集の全市実施にあたっては、条例改正後も十分な市民説明を行う必要があることから、当初予定した平成25年10月実施は見送らざるを得ない状況にある中で、戸別収集全市実施と有料化を同時に実施することが市民にとってわかりやすいルール変更といえます。

また、有料化に対する市民の理解を得るためにも、事業系ごみ処理手数料の改定も有料化と同時に変更すべきと考えられます。

家庭系燃やすごみの等の戸別収集・有料化及び事業系ごみ処理手数料については、市民・事業者への説明に十分期間をとる必要があるため、いずれも平成26年度中での同時実施とするものです。

なお、減量効果は、当初計画と同じ3,487トンを見込みます。

(2) 達成状況により目標値を改める実施事業

ア. 家庭用生ごみ処理機のさらなる普及

家庭用生ごみ処理機の平成22年度の普及率16.6%、稼働台数12,149台、2,293tの減量を、平成27年度には普及率29.2%、稼働台数21,404台、4,112tの減量を目標とし、この間、説明仲介制度、生ごみ処理機利用者の声の紹介、メーカーによる展示説明会及び直接販売制度等を実施してきましたが、目標どおりの普及が伸びなかったことから、普及率19.1%、稼働台数13,952

台、2,633 t の減量へと目標を改め、平成 27 年度の平成 22 年度に対する減量効果は 340 t と推計するものです。

イ. 地域等における大型生ごみ処理機設置

地域や集合住宅等に大型生ごみ処理機を平成 23 年度から平成 27 年度まで毎年 1 台ずつ設置をし、処理可能量の 6 割程度の稼働を見込み事業実施してきましたが、平成 23 年度に設置した大型生ごみ処理機は、当初予定した処理量が伸びず、利用世帯数の増加も見込めないこと、また、平成 24 年度は集合住宅を含めた募集を行ったところ、応募がない状況であることから、平成 24 年度以降の新たな設置を行わないこととするものです。

ウ. リサイクルの推進－資源化品目の拡大

これまで焼却処理を行ってきた竹・笹・シュロ類、紙おむつ、布団、畳及び木質廃材について、資源化を行おうとするものでした。

竹・笹・シュロ類は平成 23 年度より植木剪定材として、たい肥化しており、特段、支障はないことから、これからも資源化していきます。

紙おむつについては、声かけふれあい収集家庭や高齢者入所施設から排出される紙おむつを分別し、固形燃料として資源化しようとするものでしたが、紙おむつを原料とした固形燃料は資源化ルートが未だ見通しが立たないことから、今後の紙おむつ資源化施設の技術革新やペレット化等した後の資源化ルートの状況を調査・検討していくこととします。

木質廃材については、平成 24 年度から資源化すべく搬入時の分別を徹底したところ、家庭系ごみの割合が高く、事業系ごみの木質廃材はその多くが産業廃棄物にあたるということが明確になりました。よって、事業系ごみからの資源化としていたものを、家庭系ごみからの資源化に改めます。

産業廃棄物にあたる木質廃材及び畳は、少量排出のときはクリーンセンターで受入れ、焼却処理をしてきましたが、県内でほぼ全ての市町村が受入れをしていないことから、平成 24 年 10 月より受入れを停止しています。

これらを踏まえ、布団、畳及び木質廃材については、実施後の実績を踏まえて資源化量を改めるものです。

(3) 新たに取り組む実施事業

ア. 家庭での取り組み

家庭系燃やすごみに対して、約 47% を占める生ごみの“水切り”の徹底等、リデュース(発生抑制)の取り組みを啓発していきます。戸別収集・有料化の実施は市民がライフスタイルを見直す絶好の機会ととらえ、各家庭でできるごみの発生抑制の取り組みをお願いしていくものです。

また、家庭系燃やすごみ等の有料化に合わせ、臨時ごみ、持込みごみの処理手数料についても改定を行います。同制度の実施に際してはリユース(再利用)を呼びかけること等により、減量がすすむと見込まれます。

これらの事業により、1,167 トンの減量効果を見込みます。

イ. 家庭系製品プラスチックの資源化

家庭系ごみについて、「燃やすごみ」や「粗大ごみ・持込みごみ」として排出された製品プラスチック(ペットボトル、容器包装プラスチックを除く)は、経済性の視点からこれまで焼却処理をしてきましたが、資源化経費の低価傾向に伴い、これを「燃えないごみ」等(月1回)と同時に分別収集し、固形燃料の材料等に資源化することを、検討・実施しようとするものです。

本事業により、500 トンの減量効果を見込みます。

ウ. 事業所系生ごみの啓発による減量

事業系ごみ処理手数料の改定に合せ、生ごみの水切り等によるごみ減量の啓発や、食べ残しキャンペーンなど消費者を巻き込む取組みを検討・実施することにより、ごみの発生抑制を行おうとするものです。

また、国においても食品リサイクル法に基づき、発生抑制(食品ロスの削減)の取組みが始まりつつあり、相乗効果が見込まれます。

なお、本事業については、啓発による施策であることから減量効果は見込まないこととします。

エ. 小規模施設による事業系生ごみの減量

本事業は「飲食業等中小規模事業所における生ごみ資源化」に代わるものとして、一定規模以上(多量排出事業所を除く燃やすごみの排出量が毎月1トン以上の排出事業所)の排出事業所は、燃やすごみから生ごみを分別し、一般廃棄物収集運搬業許可業者が、市の施設に収集・運搬し、市は小規模施設(大型生ごみ処理機)により減量を行うことを検討・実施しようとするものです。

なお、大型生ごみ処理機の設置は、焼却停止後の今泉クリーンセンターへの設置を予定しているため、平成28年度から処理を開始しようとするものです。

本事業により、1,050 トンの減量効果(平成28年度)を見込みます。

オ. 事業系大型生ごみ処理機の普及

大型生ごみ処理機による生ごみの減量を推進するために、多量排出事業所等を対象に、多量排出事業所等が設置する大型生ごみ処理機の購入費等の一部の助成制度を検討・実施しようとするものです。

なお、本事業については、「多量排出事業所での生ごみ資源化の促進」をさらに推進するものであることから、減量効果は見込まないこととします。

2. 再構築後のごみ焼却量と焼却削減量

平成 27 年度 (可燃系) ごみ排出量 40,178 t			
当初のごみ焼却量削減策		新たにごみ焼却量削減策	
家庭・地域		家庭・地域	
		家庭での取り組み	1,167 t
家庭用生ごみ処理機のさらなる普及	1,749 t	家庭用生ごみ処理機のさらなる普及	340 t
地域における大型生ごみ処理機の設置	51 t	地域における大型生ごみ処理機の設置	—
家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化	3,487 t	家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化	3,487 t
		製品プラスチックの資源化	500 t
事業所・商店街		事業所・商店街	
資源物分別の徹底	2,561 t	資源物分別の徹底	2,561 t
多量排出事業所での生ごみ資源化の促進	860 t	多量排出事業所での生ごみ資源化の促進	860 t
中小規模事業所での生ごみ資源化	4,370 t	中小規模事業所での生ごみ資源化	—
事業系ごみ処理手数料の改定	245 t	事業系ごみ処理手数料の改定	476 t
その他 リサイクルの促進		その他 リサイクルの促進	
竹・笹・シュロの資源化	240 t	竹・笹・シュロの資源化	240 t
布団の資源化	100 t	布団の資源化	52 t
畳の資源化	30 t	畳の資源化	114 t
木質廃材の資源化	100 t	木質廃材の資源化	458 t
紙おむつの資源化	530 t	紙おむつの資源化	—
計	14,323 t	計	10,255 t
ごみ焼却量	25,855 t	ごみ焼却量	29,923 t

3. その他

(1) 新たな焼却施設のあり方について

ごみ処理基本計画では、ごみ処理施設の整備として、将来にわたり安定したごみ処理体制を確保するためには、焼却ごみの減量・資源化とともに、特に焼却施設の新たな整備が不可欠としており、新たなごみ焼却施設の整備について調査・検討を早急に進めるとしています。

市では、新焼却施設の建設には10年程度の期間がかかるため、現在、新焼却施設の基本構想の策定に向けて検討が進められており、単なる焼却だけではなく、焼却に伴い生じるエネルギーの有効活用についても検討をしています。

新焼却施設のあり方を検討するにあたっては、これまで市民とともに積極的に分別収集を行い、マテリアルリサイクルを実施してきたことを踏まえつつ、超高齢社会の到来、人口の減少などの要因に加え、安定的な処理、環境負荷、費用対効果、エネルギー効果等を含めて検討する必要があり、マテリアルリサイクルに加えて、ごみを焼却して得られるエネルギーについてもサーマルリサイクルの視点から検討していくとしています。

これらの状況を踏まえ、新たなごみ焼却施設の整備に向けた資源化のあり方に関する記述を付記することとします。

(2) 焼却施設について

鎌倉市の2つの焼却施設のうち、名越クリーンセンターは、平成24年から26年度までの3カ年で約10年程度の延命化工事を実施するものの、今回の工事を最後にすることが地元自治会との間で確認されました。また、今泉クリーンセンターについては、当初、平成27年度を目途に焼却を停止することとしていましたが、平成26年度末をもって焼却を停止することが決定されたことから、鎌倉市のごみ処理施設のうち、今泉クリーンセンターに関する記述を変更することとします。